

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）新旧告示案 （傍線部は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第二（品質基準及びその測定法法等）			別表第二（品質基準及びその測定法法等）		
(い) 建築材料の 区分	(ろ) 品質基準	(は) 測定法法等	(い) 建築材料の 区分	(ろ) 品質基準	(は) 測定法法等
第一第一号 に掲げる建 築材料	一 略	一 略	第一第一号 に掲げる建 築材料	一 略	一 略
	<p>二 炭素鋼の場合は、炭素含有量は一・七パーセント（<u>伸びの基準値が十パーセント以上かつ、地震力等による塑性変形を生じない部分に用いるものにあつては四・五パーセント</u>）以下の範囲で、C、Mn、P及びSの化学成分の含有量の基準値が定められていること。ステンレス鋼の場合は、C、Cr、Ni、P、S及びNの化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p> <p>これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要となる化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	二 略		<p>二 炭素鋼の場合は、炭素含有量は一・七パーセント以下の範囲で、C、Mn、P及びSの化学成分の含有量の基準値が定められていること。ステンレス鋼の場合は、C、Cr、Ni、P、S及びNの化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p> <p>これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要となる化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	二 略

第一第二号 に掲げる建 築材料（第 一第十九号 に掲げる建 築材料	略	三了七 略
略	三了七 略	

第一第二号 に掲げる建 築材料（第 一第十九号 に掲げる建 築材料	略	三了七 略
略	三了七 略	